

公益認定等委員会だより



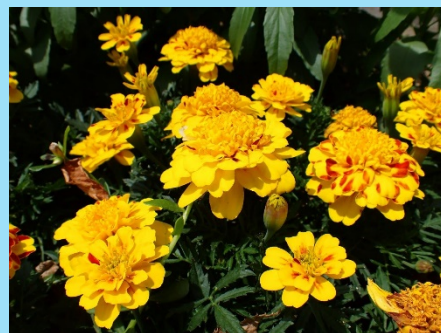
内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについては

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人  nformation

をご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



目 次

■ P.2
公益社団法人及び公益財団法人が募集する新型コロナウイルス
感染症対策等支援活動のための指定寄附金について

■ P.4
公益認定申請サポート・法人運営相談等について

公益社団法人及び公益財団法人が募集する新型コロナウイルス感染症対策等支援活動のための指定寄附金について

概要

公益社団法人及び公益財団法人が自ら行う新型コロナウイルス感染症対策等支援活動に特に必要となる費用に充てるため、その法人が募集する寄附金で一定の要件を満たすものについては、指定寄附金（注）の対象となります。

（注）指定寄附金とは
公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして財務大臣が指定したもの（所得税法 § 78①②、法人税法 § 37③）

- ・ 広く一般に募集されること
- ・ 公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること

税制上の優遇

○個人が支出する寄附金

所得控除※1又は
税額控除※2から選択

○法人が支出する寄附金

全額が損金算入の対象

（※1）所得控除：所得金額の40%相当額又は寄附金の額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得から控除する。

（※2）税額控除：寄附を受ける法人が税額控除対象法人の場合。寄附金の額から2千円を控除した額の40%相当額を税額控除。ただし、寄附金の額は所得金額の40%相当額を、税額控除額は所得税額の25%相当額を上限とする。税額控除対象法人については、内閣府ホームページ（URLは後掲）を御覧ください。

適用要件

1. 対象法人

公益社団法人及び公益財団法人のうち、**新型コロナウイルス感染症対策等支援活動を自ら行う法人**

※新型コロナウイルス感染症対策等支援活動の具体的内容については、以下のページの御案内を御確認ください。

https://www.koeki-info.go.jp/administration/corona_taiou.html/

2. 募集対象となる費用

対象法人が行う新型コロナウイルス感染症対策等支援活動に特に必要となる費用（相当（実費相当額以上）の対価（助成金を含む。）を得て行う活動に要する費用や、役員報酬及び従来より経常的に発生している従業員の給与などに充てるものは対象となりません。）

3. 指定寄附金の確認申請

対象法人が新型コロナウイルス感染症対策等支援寄附金を指定寄附金として募集しようとする際には、**行政庁に確認の申請を行ってください。**

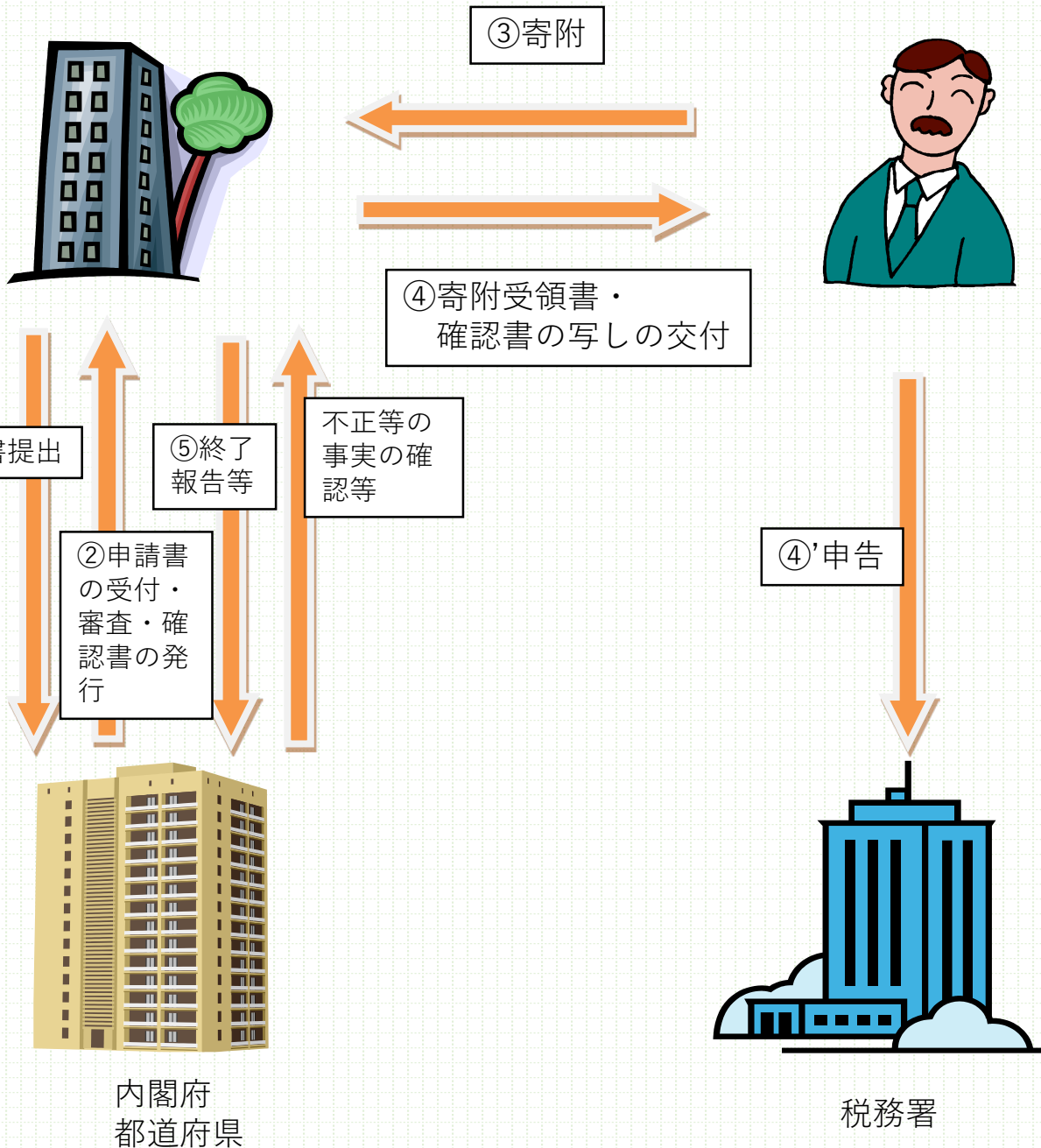
4. 指定寄附金として募集できる期間

行政庁の確認を受けた日の翌日から令和3年1月31日まで

新型コロナウイルス感染症対策等支援活動のための指定寄附金の運用(イメージ)

公益社団法人・公益財団法人

寄附者



・御不明な点がございましたら、所管の行政庁担当者や、内閣府へお問い合わせをいただくようお願いいたします。なお、**制度の御利用を検討される場合には以下のページの御案内も御確認ください。**

https://www.koeki-info.go.jp/administration/corona_taiou.html/

・「税額控除対象法人」など公益法人に関する税制については、以下のページを御覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/contribute/index.html/>

<内閣府大臣官房公益法人行政担当室>

電話番号：03-5403-9555（代表）

※お問い合わせの際は「新型コロナウイルス感染症対策等支援活動のための指定寄附金」に関するお問い合わせである点をお伝え下さい。

公益認定申請サポート・法人運営相談等について

本誌情報の申込み・応募方法などの詳細は、こちらへ

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人  nformation

<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定申請を予定されている法人、法人運営についてのご相談は、以下のサポートをご活用ください。

公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

○ 窓口相談 《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に1回45分の窓口相談を実施しています。

7月末から8月上旬にかけて、9月分の予約を受け付けます。

公益informationトップページ⇒「窓口相談」

電話 03-5403-9526

FAX 03-5403-0231

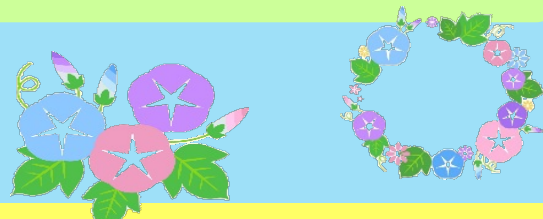
メール sodan-juri.h7a@cao.go.jp

○ 電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669

時間 平日10時～16時45分



国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)について

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。

トップページ⇒「公益法人とは」⇒「公益法人等の検索」

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人  nformation

公益法人とは	公益法人への寄附	公益法人になる	公益法人の皆様へ	公益認定
公益法人とは 公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など	公益法人への寄附 公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など	公益法人になる 公益認定を受けるために参考となる情報など	公益法人の皆様へ 公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など	公益認定等委員会 公益認定等委員会の答申や活動状況など
公益法人の皆様へ 公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など	公益認定等委員会 公益認定等委員会の答申や活動状況など	法律・制度関連 公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど		

 内閣府公益法人 Facebook

 内閣府公益法人 Twitter

 内閣府公益法人 メールマガジン

活動紹介を希望する公益法人を募集しています

掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

Facebook, Twitter, メールマガジンでも、公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555

4 本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典の引用をお願いいたします。